

石西防災研究所所有償ボランティア（サポーター）制度実施要領

（目的）

第1条 この要領による制度実施は、特定非営利活動法人石西防災研究所（以下、「当団体」という。）の運営にあたり、多様な主体の参画を促し、協働による運営を図ることにより、地域防災・自然体験・有害生物対策への理解を一層深めるとともに、達成に向けた主体的、積極的な行動の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領による有償ボランティア（以下、「サポーター」という。）とは、前条の規定に基づき、当団体の運営の支援活動にあたり、謝礼のあるボランティアをいう。

（サポーター対象者）

第3条 サポーターの対象者は、中学生以上で、第1条の目的を理解し、当団体の運営を支援しようとするボランティア精神のある者とする。

（活動内容）

第4条 サポーターは、次に掲げる当団体運営の支援活動を行う。

- （1）各種研修会、講習会やイベントの企画、準備、開催またはその補助
- （2）チラシ、ポスター等の作成、配布等啓発及びPR活動またはその補助
- （3）その他、必要と認められる当団体の業務またはその補助

（活動依頼等）

第5条 サポーターに対する依頼等の手順は、次のとおりとする。

- （1）当団体は、支援を必要とする活動を実施する時に、必要とするサポーターの人数を算出し、公募を行う
- （2）協力が可能なサポーターは、当団体に連絡する。
- （3）サポーターが必要人数以上になった場合は、当団体で人数を調整する。
- （4）当団体は、当該サポーターに活動内容や活動場所等詳細について連絡する。

（謝礼）

第6条 第2条に定める謝礼の金額は、1人1時間当たり1,000円とし、1日の支給上限を8,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で額を決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、中学生は半日1,000円とする。

4 第1項の規定にかかわらず、高校生は半日2,500円とする。

5 第3項、第4項に規定する半日は4時間とするが、従事する時間が4時間未満であっても半日の額を支給する。

5 ボランティアが資格を使用して研修会等の講師を行ったときには、第1項に規定する額に加えて、技術料として2,000円を加算するものとする。

（謝礼からの控除）

第7条 ボランティアに支払う謝礼は所得税を控除した額とする。

(活動依頼の取り消し)

第7条 サポーターが次のいずれかに該当するときは、活動依頼を取り消すものとする。

- (1) サポーターから参加辞退の申し出があったとき
- (2) 第3条に規定する要件に該当しないことが明らかになったとき
- (3) 当団体の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為を行った場合
- (4) その他公序良俗に反する行為を行ったと認められる場合

(障害保険への加入等)

第8条 当団体は、万一の事故に備えて、イベント開催時には保険に加入し、その保険料は当団体が負担する。

2 サポーターが事故等により当該活動中に受けた損害の補償の範囲は、前項に規定する保険から支払われる金額を限度とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、制度実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、2023年8月2日から施行する。